

令和6年度 第2回庁議要旨

日時：令和6年4月23日（火）

午前9時5分～午前9時20分

会場：庁議室

[審議事項]

1 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種の実施について（保健福祉部）

新型コロナワクチンについては、令和3年2月以降、まん延予防上緊急の必要があることから全額公費による「特例臨時接種」として実施してきたが、感染状況の落ち着きにより「特例臨時接種」は令和5年度をもって終了し、令和6年度以降はインフルエンザと同様の定期接種として実施することとなった。

新型コロナワクチンの接種に当たり、高齢者等に接種費用の一部を助成することでワクチン接種を促進し、感染予防及び重症化を防ぐもの。

(1) 主な内容

【対象者】

ア：65歳以上の高齢者

イ：60～64歳で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

【回数・時期】

秋冬の時期に年1回の接種。

【自己負担額】

3,000円（接種費用（見込み）：15,300円程度－国助成金：8,300円
－市負担額：4,000円）

※参考

インフルエンザワクチンの場合

自己負担額：1,500円（接種費用：5,500円－市負担額：4,000円）

【自己負担金の免除対象者】

生活保護法による被保護世帯に属する者

【石巻市予防接種費用助成要綱に基づく助成】

対象者：接種対象者で、入院、施設入所等の理由により、市の指定する医療機関以外において自己負担により接種を受けた者

助成額：本市設定自己負担額との差額（医師会と契約締結した委託料を上限）

(2) 今後の予定

令和6年 6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案

石巻市新型コロナウイルスワクチン予防接種実施要綱の制定

（告示の日から施行（附則で石巻市予防接種費用助成要綱を改正））

石巻市医師会及び桃生郡医師会と契約

令和6年10月 接種開始予定

[報告事項]

1 配偶者暴力防止等法の改正及び困難女性支援法の施行に伴う市営住宅条例の整理について (建設部)

令和6年4月1日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）の一部が改正され、保護命令制度の拡充に伴う条項整理が行われた。

また、同日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、婦人保護施設等の名称が変更された。

配偶者暴力防止等法の改正及び困難女性支援法の施行に伴い、市営住宅への単身入居要件に関する引用条文の整理及び文言整理が必要となることから、石巻市営住宅条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

配偶者暴力防止等法の条項の新設及び困難女性支援法の施行により婦人保護施設等の名称変更に伴い、石巻市営住宅条例における引用条文及び文言の整理を行うもの。

(2) 今後の予定

石巻市営住宅条例の一部改正の専決処分（令和6年4月1日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

【その他】

- ・地域づくり基金事業助成金の2次審査について

以上